

第 38 回津地区合併協議会（法定）

会 議 録（要旨）

日 時 平成 17 年 5 月 30 日（月）午後 1 時 30 分～
場 所 津センターパレス 津市センターパレスホール
出席者 津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、美杉村の各市町村長及び市町村議会の代表者、三重県津地方県民局長、鈴木秀昭委員、織田深雪委員、木下美佐子委員

1 開 会 事務局長あいさつ

2 会長あいさつ

皆さん、それでは、開会に先立ちまして、少しご挨拶を申し上げます。38 回となりました。お忙しい中、今日も、皆さんにご出席いただいたわけでありますけれども、前回は 4 月 14 日でございましたので、1 月半経ちました。その間、年度の初めでもございましたし、また、芸濃町議会の選挙、久居市長さん、美里村長さんの選挙がございまして、ずいぶん、何かとお忙しい毎日をお過ごしになっておることと思います。あと、何ヶ月の合併協議でございしますが、いろいろな、私ども行政の合併に関連をいたしまして、それぞれの団体といたしましうか、いろいろな組み合わせの中で、皆さんが進めていらっしゃるわけでありますけれども、何かと、皆さんにご指導をいただくところも多かろうと思います。皆さん、その気になって、来年の 1 月 1 日、きちんと、とにかく、1 つの市としてまとまっていこうと、そういうお気持ちでいらっしゃる住民の方が多々ございますので、どうか、よろしくお力添えをいただきたいと、こんなふうに思います。

それでは、会議に入らせていただきますが、今日は、前回の協議会で、皆さん方のご意見を踏まえまして調整をしましてまいりました、組織・機構の修正案の協議と、それから、事務事業の詳細事項の調整結果といたしまして、協議事項 4 件、報告事項 7 件を、ご説明を申し上げていきたいと思っております。

それでは、よろしくお願いを申し上げます。

事務局長 ありがとうございます。会議に先立ちまして、協議会委員の異動等について、ご報告いたします。久居市長池田委員、美里村長黒川委員におかれましては、市長選挙、村長選挙の告示の結果、無投票で再選をされましたので、ご報告いたします。久居市長さん、ご挨拶をお願いします。

池田委員 失礼いたします。只今、ご紹介いただきましたように、去る 5 月 8 日の久居市長選挙におきまして、再選をさせていただきました、池田でございます。今後とも皆さんのより一層のご指導、ご鞭撻をいただきますように心からお願い申し上げます。ご挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。（拍手）

事務局長 ありがとうございます。今後とも、よろしくお願いをいたします。美里村長さん、お願いします。

黒川委員 美里村の黒川でございます。皆様方のご指導・ご支援をおかげで、引き続きお世話になることが出来ました、誠にありがとうございました。どうか、今後とも、よろしくお願いを申し上げます。（拍手）

事務局長 今後ともよろしくお願いをいたします。
続きまして、市町村議会の役員改選等によりまして、津市議会から梅崎議長、久

居市議会から茂山議長が、今回から委員として、ご出席をいただきます。梅崎議長、お願いします。

梅崎委員 皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました梅崎でございます。3年前に1度お世話になりました。2度目でございますけれども、少し間が空きましたものですから、また、色々ご指導いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

事務局長 よろしく願いいたします。次に、茂山委員さん、よろしくお願い致します。

茂山委員 こんにちは、このたび、議長に選任されました茂山道治でございます。もとより微力ではございますが、皆様方のご指導を仰ぎながら、一生懸命に頑張っていきたいと思っております。どうぞ、よろしくお願い致します。(拍手)

事務局長 よろしく願い致します。

次に、柴田芸濃町議会市町村合併調査特別委員会委員長、中川一志町議会議長、それから、西森白山町議会議長におかれましては、再選されまして、引き続き委員としてご出席いただきますので、今後ともよろしくお願いをいたします。

それでは、会議次第3に入ります前に、協議会規約第9条第2項によりまして、会長は会議の議長となるとありますので、これより会議の進行を議長に移させていただきます。よろしくお願いをいたします。

会 長 それでは、新しく委員とおなりになられた方、また、引き続き、お世話をいただく方、ご挨拶、ご紹介がございましたが、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

それでは、津地区合併協議会規約第9条第2項の規程によりまして、今日の、会議の議長を務めさせていただきます。どうか、格別、議事運営にご協力をお願い申し上げます。

まず、今日の会議は24人出席で、協議会規約第9条第1項の規程を満たしております。会議が成立しておりますことを、まずご報告を申し上げます。それから、本日の会議録を、後刻ご署名確認をいただきたいのですが、私からお願いをいたしたいと思っております。白山町長の岡本委員さん、それから、美杉村議会議長の今井委員さん、それから、3号委員から織田委員さんのお三方にお願いしたいと思います。

3 新市の組織・機構について(修正案)

それでは、会議次第に従いまして、会議を進めます。会議次第3、新市の組織・機構(修正案)についてを議題といたします。前回の協議会でいただきましたご意見を踏まえまして、組織・機構の修正案を調整いたしました。5月13日に、皆様方にお送りをさせていただきまして、そして、今日、改めて提案をさせていただきました。それぞれ、各委員のお考え、また、それぞれの議会でご検討をいただいた、そういった内容を踏まえまして、修正案の内容につきまして、質疑等がございましたら、お願いを申し上げたいと思っております。それで、おまかせをさせていただきますから、順番にと申し上げるのではなくて、どうぞ、ご所見のおありの方、お手を挙げて下さいまして、お願いをしてみたいと思っております。どうぞ、どなたからでも結構でございますので。それでは、どうぞ米川委員さん。

米川委員 久居工事事務所の所長権限等の件、総合支所長の専決権の権限は、前回より多少具体化されているように思いますが、教育事務所のほうの所長権限等の、一定の範囲内ということで修正されていないというふうに思うんですけれども、それについて、もし分かれば、ある程度具体的に教えていただきたいと思っております。

会 長 米川委員さん、少しお伺いしてから、まとめてお答えさせていただくので、よろしゅうございますか。はい、申し訳ございません。

それでは、もう少し、皆様のご意見をお伺いしたいと思います。はい、どうぞ、茂山委員さん。

茂山委員　それでは、久居市の市町村合併調査特別委員会を5月23日に開催したんですが、その時の主な意見について、ご報告申し上げたいと思います。

まず、第1点目として、水道事業に関わる組織・機構についてであります。修正案におきましては、本局工務課の分室として、工務課久居分室を設置することになっております。しかしながら、給水人口、施設規模、新市全体に占める久居市の水道事業規模を勘案した場合、水道局の分室といったような位置付けが必要であるという意見が多数ございました。水道事業につきましては、市民生活の根幹をなす、非常に重要な行政サービスであり、このような中で、現在、市内においては、大規模な住宅団地の開発が進んでおり、それに伴う水道施設の大幅な拡張が確実に増えるということで、将来予想されます大規模地震災害への迅速な対応などを勘案した場合、何としても水道局の分室が必要であるという結論にまとまったところでございます。このことについては、是非とも再検討いただくように、お願いして来いと、こういうことでございます。

次に第2点目としまして、津総合支所の設置についてであります。津市の区域については、本庁組織の一部において、総合支所が行う行政サービスが可能であり、総合支所を設置しても、市民の利便性の向上にならないという考え方が示されました。しかしながら、今回の合併は、あくまでも対等合併であること、また、合併協定書に、旧行政区域に支所を設置すると書いてあることから、津市にも総合支所を設置し、1つの本庁、10の総合支所という基本的な考えに基づき、調整すべきであるとの結論になりました。

3点目としまして、総合支所の関係ですが、管理部門等、合併により合理化が必要な部分があることは当然のことですが、市民サービスの低下を招かず、市民が利用しやすい組織・機構にするためには、福祉部門等、特に市民生活と密接に関連する業務につきましては、しっかりと総合支所に残し、合併前と同様の対応が出来るように調整していただきたいという意見が出ております。また、合併後の地域振興は非常に重要であることから、新市まちづくり計画に沿った事業を実施していくにあたり、まちづくりを主体的に担当する部署として、総合支所に地域振興課を設置するべきであるという協議がなされたところであります。

4点目としまして、総合支所長の専決権限については、地域要望を新市の行政施策に、的確に反映させるためにも、一定の雛形に基づく権限だけではなく、総合支所への十分な予算配分の上、独自の判断に基づく決定権限を与えていただきたいということでありまして。

第5点目としては、工事事務所の設置についてであります。現在示されている工事事務所の所掌事務のみであれば、工事事務所を設置せず、各総合支所において対応出来る体制にするべきではないかとの意見が出ております。工事事務所を設置することによる、より具体的なメリットを示していただきたい。

以上が、久居市議会としての、主な意見であります。その他にも、開発行為の許可等は、総合支所の経由事務としての意見や、新市すべての入札・契約業務を、本庁一括で実施することが本当に可能なのか、一括で実施することは、かえって非効率ではないかとの観点から、一定規模以下の入札・契約業務については、総合支所で実施すべき等々の意見が出されたところでございます。以上が、久居市議会の審査結果のご報告でございます。よろしくご検討願いたいと思います。ありがとうございました。

会長　どうもありがとうございました。それでは、もうお一方。どうぞ、お願いします。

中川委員　私も一志町議会におきまして、いろいろご意見が出ました。必ずしも、修正案に対してだけではないに、前回お示しになったことについての質問がございます。それらのことについて、2、3ご質問をいたしたいと思います。

地域振興室について、総務課の内部組織として、地域振興室が設けられるようにな

っておりますけれども、今後、これを独立した組織として、審議会の意見を市長が尊重するという立場から、是非とも独立した組織にして欲しいと、こういう意見がございます。続いて、地域審議会の委員について、いつ頃選任されるのか、おそらく新市長が決まってからということであろうと思いますが、地域において、どういうふうな意見を求められるのかどうか、いつ頃どういうふうな形で選任されるか、明確な基準をお聞かせいただきたいと思います。それから、我々が2事業を各市町村で提案しましたが、この事業につきまして、各町村さんとも、どのような事業をお持ちなのか、そういった、具体的には、どういうふうな予算で、どういうふうに進められているのか、我々にも示していただきたいと思います。

それから、市長公室の組織でございますけれども、行政経営課というのがございます。行政改革についてなんら触れておられないのですけれども、この中で、やっていくんだということでございますが、むしろ、これを行政改革課または経営改革課等にやらせていただいたら、いいんじゃないかと。そして、出来れば、専門知識を持った参事級を配置して欲しい。さらに、市長の事務部局の基本方針に本庁の組織については、現在の津市組織を基本にとありますが、我々は対等合併をしたんであって、津市の組織を基本でということではなしに、行政改革を阻害させないような観点から、新しい組織を作ったんです。そういうふうにして欲しい。従って、こういった項目については、削除をして欲しいというようなご意見もございます。以上5点について申し上げましたが、以上でございます。

会 長 ありがとうございます。はい、水谷さん。

水谷委員 発言を許可していただきまして、ありがとうございます。河芸町の水谷でございます。私どもは5月19日に特別委員会を開催いたしまして、修正案のすべてについて検討させていただきました。概ね、流れとしては、了解出来る線ではあるわけですが、7点に渡って、考え方について、今一度、色々意見がございましたので、それをかいつまんで申し上げますと、まず1つは、安芸水道事業所の問題であります。別に、今所管を明らかにしろということではございませんが、いずれ、これは、どこに設置するという方針が明確になってくるんだろうと思いますが、そういう面の作業については、きちんとよろしくお願いしたいというのが、第1点でございます。

2つ目は、総合支所と教育事務所の権限の問題は、少し触れられておるわけですが、それと同時に、課長の配置がされるということの説明があったわけですが、その権限がどのような関係になるのかなと、つまり、本庁の課長と、各総合支所のほうに派遣された課長については、資格ランクというものについての、なんらかの差があるのかどうか、こういう面について、今一度、明確な面が要るのではないかとこの面が出てまいっております。

それから、3点目は、組織の修正案の問題について、特に3年という年限の区切りを入れて、物事を考えているわけですが、3年も経たないと分からないということについて、やや、そのへんの具体性が欠けているのではないかとこの点が、3点目でございます。

それから、4点目は、開発行為の許可の問題とありますが、本庁のみで処理するという案件になっておりますが、本当に、本庁と支所との連携は上手くいくのか、特に開発審議会というのが配置されるわけですが、そこに配属される町、所長ならば、連携を深めていくということになった場合、適正に処理がされていくのだろうか、こういう疑問点が出ておりますので、今一度、明確に、もしこれが説明していただくということであれば、もう一步入っていただきたいと思います。

その次は、総合支所の課の中に、担当副参事を設置するという問題ですが、これは、総合支所というのは、人口規模とか、あるいは業務の量によって多少変わってくると思いますが、その場合、市町村の意向を十分尊重して、担当副参事については、考慮願えるような、そういう配置が、やっぱり必要になってくるだろうと、これ

について、今一度、確認をいただきたい。

それから、次には、生活環境課の分掌事務の問題ですが、特に水道に係るとか、相談ごととか、突発的な修繕、こういった基本的な水道事業に関わる問題ですし、緊急の対応策について、職員体制が、総合支所においても必要になってくる場合がありますんですが、こういう場合の監視体制とか、そういう管理の状況については、どうだろうか、これが率直な疑問点です。

最後にですね、教育事務所の分掌事務の関係で、特にこの内容は、学校施設の維持管理とか、教育委員会の事務を総括をしていくということになるわけですが、小口の破損とか、あるいは修繕、こういった問題について、どの程度予算的な措置が出来るのだろうか。こういう問題も出てまいりますので、もう一度、つっこんだ話が出来たのであれば、これについても明確にしてもらいたい。以上4点でございます。

会長 ありがとうございます。まだご意見おありかと思いますが、あまり、皆さんの、沢山の、一度にお伺いしますと、答えるほうが洩らしてはいけませんので、この辺で、いったん整理をして、そして、また後で、どうぞご発言ください。それでは、米川さん、茂山さん、中川さん、水谷さん、それぞれご質問やら、ご意見をいただきました。同じ項目でご意見があったところは、それに合わせ、独自のご意見はご意見として、考え方を聞かれましたところは、きちんと、それから、これが意見だというのは、また、今日の議事を踏まえて検討もあるでしょうから、それは完全に、それぞれの幹事長または事務局の意見としては申し上げないところもあるかも分かりませんが、それはご承知の上で、なるべく考え方を、修正案をまとめた考え方を、皆さんにお聞きいただきたいなと、こんなふうに思います。それでは、幹事長さんからお願いいたします。

高橋幹事長 色々なご意見を伺いました中で、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、総合支所の設置の関係でございますけれども、13日付けの、会長からの修正案に対する考え方ということで、事務方の整理をさせていただいております。その中で、現在の津市の区域を対象とした総合支所については、設置をしない方向でということで、事務方の意見をまとめさせていただいております。この件につきましては、また、協議会の中でも、いろいろとご意見をいただければと思っております。それから、支所の体制の問題等、色々ご意見、また、教育事務所の体制、それから、権限の問題等、ご意見をいただきました。体制につきましては、住民サービスの低下を招くことのないようにという形で、調整案にも示させていただいておりますように、それぞれ関係の市町村と十分相談をして、今後進めていきたいと思っております。専決権限につきましても、同じような形で、今、細かな点を、それぞれの、いろんなケースごとに、部会なり分科会で整理をしておりますけれども、当然地域の町づくりという観点でも、大変重要なわけですけれども、総合支所長というの、あくまでも、市長の部下として働く一般職の職員でございますので、当然市長の指揮・監督・命令を受けた中で対応をしていくということですから、そこには、おのずと、制限ということは加わってくるということはお理解と申しますか、ご承知をお願いしたいと思っております。

それから、水道事業所の関連でございますが、久居の区域にも、今回修正案では工務課分室という形で修正案を示しておりますけれども、今後の水道事業の体制ということで、更に少し検討をさせていただきたいと思っております。それから、そういった中で、工事事務所の設置に関する具体的なメリットということで、また、これにつきましては、少しペーパーで整理をして、お答えをしたいと思っておりますけれども、現在の市町村の体制の中で、いわゆる、工事の設計・監督を担当する技術系の職員というのは、実際の新市で、そういった業務を進めていくには、ちょっと、体制的に十分ではないということでございます。その面で、各町村さんのほうでは、既にそういった部分を外部委託をされております。新市の対応につきましては、外部委託も活用しな

から、出来るだけ既存の職員で効率的に対応をしていくということで、本庁と久居工事事務所で、特に土木系の職員を中心として、そこに一括配置をして、広域的な対応をしていこうというところで、このような組織形成を提案をさせていただいたということでございます。

それから、組織の見直しというところで、今回、修正案のほうで、新市の行革大綱を踏まえて、3年後に見直しをしていくというふうに出ております。これは、協定書の組織の調整方針の中で、常に組織・機構の運営を見直し、規模の適正化を図るということ、協定書の中でご確認をいただいておりますので、それを具体化したということで、今回これを、この3年程度で見直すということ、示させていただいたわけですが、その背景といたしまして、総務省のほうから、新しく地方自治の行革方針というものを示されておりまして、それは17年度中に作成して公表するという形で、総務省のほうからは来ておりますけれども、合併は18年の1月ということでございますので、合併後速やかに新市の行革大綱を作成して、それに基づいた見直しを3年程度にやっていってはどうかという形で、今回盛り込まさせていただいたところでございます。

また、いただいた部分で、十分ご回答がいただけなかったところは、少し、今回のようなペーパーも含めて、次回の協議会までに、先ほどの、工事事務所の具体的なメリット等を含め、ご回答をさせていただきたいと思っております。

事務局長 二事業につきまして、協定書でも書かせていただいております、事業の選定につきましては、市町村長、首長さんの中で協議をするという形で、整理をさせていただいております。事業について大方のところは出していただいております、今整理中でございます。早く整理をして、首長のほうで確認というふうな形をとって行きたいと思っております。

それから、地域審議会のことを伺いましたけれども、いつ頃かということなんですが、これも新市の市長さんが決めるという形になっておりますけれども、新しくなってから決めておいては時間が掛かるもので、それまでに、候補の方も含めてですけれども、ある程度、候補者という形で、選定というか内定という形で、そんな形で、ある程度決めておいて、新しい市長さんになって、それを委嘱してもらおう。そんな形になれば、新市の発足後早くから地域審議会が立ち上がるということで、出来たら17年度の協議会があるうちに、ある程度の方向性は決めたいと考えております。

高橋幹事長 先ほどの、少し補足をさせていただきますけれども、専決権限のところで、総合事務所、それから、教育事務所の所長、それから、さらに総合事務所に置かれる課長の専決権限ということで、ご意見をいただきました。先ほどもお話ししましたように、今、その詳細は、現在詰めておるんですけれども、所の課長と、本庁の課長に、ランクに差があるのかということでございますけれども、それぞれの所管区域における権限、狭い範囲での権限というのは、基本的に課長職ということで、変わりはないというふうに思います。ただ、本庁の課長の場合は、新市全体を所管区域とする業務というものが出てまいりますので、権限については、多少の差は出てくるということになると思います。ランクということで、例えば、何級とか、そういうことは、人事部会のほうで詰めておりますけれども、課長級という職級においては、ランクに差はないというふうに理解をしております。

それから、開発行為等の件でございますけれども、本庁で処理をするといいたしましても、地域の実情を把握した総合支所との連携を、当然前提として業務を進めていくということで、そういった問題の生じない形での対応ということ、進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

会 長 それでは、4人の委員さんの考えにつきまして、一通りお答えをしたと思います。まだ、ご所見をお伺いして、そして、幹事会等というようなニュアンスのものもございましたし、色々な段階でしたけれども、しかし、今日、それぞれのご意見をお伺

いするという場ですから、ご承知をいただきたいと思います。

それでは、もう一度改めて、お伺いしてまいりましょう。どうぞ、西森さん、お願いをいたします。

西森委員 白山の西森です。今、各議長さん方、特別委員長から4件の話がありました。その中で、久居議長さんの、反発するようで、ちょっと恐縮しているんですけども、今、総合支所の問題が出ました。これについては、前回の、第37回にも前議長の小田議長さんも、3点、4点が5点ほどの話が出ました。ここに参考に持っているんですけども、今、久居議長の申される内容と、よく似た内容だったと記憶しているんです。その中で、5点ほどあった中で、総合支所の問題も当然あったわけなんですけれども、それは、私の個人的な考えかも分かりませんが、結論から言えば、津市に総合支所が必要かということになれば、私は必要でないと思うんです。ということは、支所以上の本庁が津市には設置されるということは決定されております。しかしながら、今も話があったように、協定書の中には、9市町村には、支所を設置するということも申し合わされているんです。もしも、津市総合支所を設置するということになれば、結局は、あまりみすばらしいものも作れない。であれば、それなりの規模が必要になってくるわけなんです。となれば、合併の趣旨からいけば、結局は、効率化に反するというような考えも、あるわけなんです。その点からも、十分、この件については、協議をしてもらい、結論を出してもらいたいというのが、私の考え方です。以上です。

会 長 ありがとうございます。それでは、はい、どうぞ永田さん。

永田委員 美里村の永田です。この修正案につきまして、私どもの村とすると、これでいいんじゃないかということでございますが、2点程確認のためにお伺いをしたい。

まず1点目、6ページにあります、予算や総合支所との連携という、この中におきまして、地域の要望や地域審議会の意見を踏まえというふうなのがございまして、この地域の要望というのは、いわゆる自治会の要望として受け止めてよろしいのか、確認のためにお伺いしたい、と申し上げますのは、これによって地域審議会の選ぶメンバー等にも関係がしてくるということもありますので、地域の要望というのは、自治会の要望として受け止めていいのかどうかということだけ、確認のため、まず1点お伺いしたい。

もう1点は、前回の時に、私どものほうで申し上げました、教育事務所というのにつきまして、今回、私たちの委員会といたしまして、仕事の内容そのものについては決しておかしいとか、そういうことは申しておりませんが、教育事務所という名前が、あまりにも大き過ぎるのではないかなというような、もう少し、呼び名もスマートな呼び名がないのかなというような、委員会の中での意見が出たので、それについては、幹事会の中で、どういうふうな話になったのかなということだけ、お尋ねしたい。

会 長 ありがとうございます。いかがでございましょうか。はい、どうぞ、木下さん。

木下委員 はい、すいません、木下です。前回話がありましたし、先ほどから、私がちょっと感じているところ既にお話が出ておりますけれども、再度、強く要望したいことがありますので、2点お話をさせていただきたいと思います。

3年経過見直しという点で、住民生活が急激な変化をもたらさないように、地域が寂れないようにということで、前回も出ましたし、先ほどもお話が出ておりましたので、改めて、再度言わしていただきたいと思います。3年経過見直しという点では、ちょっと危惧する点もあるんですが、やはり、住民がどう考えているか、そういうことを理解するのが、地方自治の根幹であると、前回おっしゃられました。世代間の意識とか、ニーズの多様性とか、ということを考えますと、それから、この津地区には外国人の方も7,000人以上いらっしゃるってお聞きしております。このように、個別多様な現状を見ますと、やはり、住民サイドからも、強く、この点は見直しをお願いしたいと思います。それから、住民生活に関して、寂れないようにということで前回長谷川町長さんのお話の中で、色々な合併したところのケースの紹介というのがありま

したけれども、私も、ある機会がありまして、前回全部回って、合併後の地域がどうなっていたかということをお話の方をお話を聞きましたら、やはり現実として、寂れている、非常にそういうところが多いということをお話を聞きました。何故ならば、その地域の住民が、やはり、かつてのように行政にお任せとか、依存体質、要するに、寂れるから何とかしてくださいというような姿勢を自分たちが持っている、やはり、その地域は寂れているということをお話を聞きました。じゃあ、寂れていないところは、どうなっているのかと言いますと、やはり、最近の言葉で、よく聞くのは地域力ということをお話を聞きます。つまり、自分たち住民が意識的に取り組んでいった地域というのは、非常に活性化されて地域づくりというものを、ますます、よりよい町づくりというものをしていくというふうにお話を聞かれています。こういったケースは、残念ながら、非常に少ないそうです。改めて、自分のことということをお話を聞かれますと、私の場合、地域力という問題が、非常に香良洲に移り住んできて、感じております。平時には、こういう地域力ということは、あまり感じないことなんですけれども、最近色々な報告をお話を聞かれますと、地震とか災害とかの時には、地域力があるということは、人命に関わるほど大事な力であるというふうにもお話を聞かれています。また、我々のレベルで、住民の声とか、住民自治とかお話を聞かれますと、やはり、あまり大きな地域ということは、身近には感じません。これも、やはり、ひとつの報告例でお話を聞かれますと、人口5,000人位が一番身近に感じる自治だともお話を聞かれています。ですから、合併して、第一歩に、非常に効率的になったものの、住民の信頼が、やはり損なわれてしまうという点においては、困るわけです。こういった点で、時々聞く言葉に、補完性の原理とか、協働とかいうお話を聞かれますけれども、住民の、やはり、私たちの意識というものを高めていくためには、住民の目線で、非常に分かりやすい情報公開をしていただくということをお話を、強く希望しまして、改めて、地域住民と結び付いた支所の権限というものを、やはり、先ほど、制限というのがあるとおっしゃられましたけれども、支所の権限の強化というものを、改めて、強く期待したいと思っております。以上です。

会 長 ありがとうございます。それでは、ここで、少しお答えのほうに移りたいと思っております。最後に木下さんがお話になった、少し基本的というか、広範なことですので、私が、少し考え方を。後の分をその間に、整理してくれますか。お願いしましょう。

まず、3年の話ですけれども、私は、3年間を見直しとか、そういうことをやらないということではないんです。恐らく、新市がスタートすれば、真っ先に議会で、こういうような問題が取り上げられると思っておりますけれども、その時に、きっと、答えるほうは、いや3年で見直しですから、それまで待ってちょうだいねと、こんなことを言う気はありませんので、それこそ、そこをしなければならぬものは、すぐにと、こういうことなんです。何故3年と申し上げたかということ、しかし、そうはありながら、3年経った時に、少し本腰を入れて、今まで3年間の検証をしてみる必要があるのではないかなと、そういう意味で、確保の期間として3年と申し上げたので、繰り返すようなんですけれども、こういう見直しは、いつも、当然あるべきであると、こんなふうにお話を聞かれます。

それから、地域力は、私も、地域力観というのが、しっかりしたものがあるわけではございませんけれども、しかし、考えてみますと、やっぱり、一旦何か事がある時に、1つの地域から、彷彿として湧いてくる、自分たちの地域愛というか、郷土愛というか、そういった1つの連体感、これがおっしゃられるような地域力の大事なところかなと思っております。そういった意識は、当然、私ども行政としても、やっぱり、皆さんと一緒にやっていきたいと思いますとか、色々なことを申し上げて、高めていくのには、何も情報を出さずに、これはこっちの情報とってお話しているだけでは、とてもいかんと思っております。だから、私も、それから、今日いらっしゃる皆さんも、そうなんですけれども、とにかく今は、情報はどんどん出していこう、それは、お話を聞いていただいて、と、と、と、そんなことかなかとご批判を受けるようなことも含めて、とにかく

く、みんな出していく、そして、一緒に仕事をしていく、これが、当然、今の仕事のやり方でありますから、私は、それぞれの総合支所等を通して、そういうふうな情報公開は務めていくべきだと思います。

それから、最後に権限といいますが、制限ということで、ちょっとご危惧がありましたけれども、制限というのは、例えば市長が予算を作って、議会にかけて、そしてやっていくでしょ。それから、人事でも、市長の権限、こういうような権限が市長にはあるわけです。けれども、総合支所の長は、じゃあ、予算の議会の提案権があるかという、それはありませんし、これは、ある程度、僕はしようがないというか、総合支所が出来た時には、総合支所の中で、一般職員の配置をする、こういう配置の権限、そんなのはあると思いますけれど、全て、全ての権限が、市長と同じものがあるという、そういうわけではない。そんな意味で制限というふうに申し上げたわけです。制限というのはちょっと、お互いの、それぞれの職風に応じての権限の有り様と、解釈いただければいいです。

それでは、すいません、先ほど永田さんからお話のあったことをご答弁していただく。

高橋幹事長 永田委員のほうから確認事項ということで、いただきました。まず、地域審議会のところでございまして、地域の要望ということでございますが、先ほどの、最初の中にも、地域審議会の構成ということで、ご質問があったのですが、当然地域審議会の構成については、地域を代表していただく方、学識経験者等ということで、規約のほうに定めてあります。その中で、当然、それぞれの市町村と、今の自治会・連合会といいますが、市町村単位で自治会が存続されますので、そういった方が、地域の代表として、地域審議会のメンバーになっていただくんだらうということは想定しております。その中で、地域審議会での意見集約を図っていく上で、それぞれの自治会でまとめたいただいた意見というのは、審議会に出していただいて、その審議会の意見として、市長のほうに伝えていくということになる。そんな形になるのではないかと思います。また、自治会は自治会として、自治会活動として、それぞれの意見を、市長に要望することは自由でございますので、ですから、2つのルートがあると思います。自治会としての要望と、地域審議会を通じた地域の意見と2通りの方法が有り得るんだらうと思っております。それから、教育事務所の名称につきましては、13日のペーパーでも少しお示ししましたように、見直しを、今、県の教育事務所と少し混同するというご意見がありましたので、検討しておりまして、次回までに考え方をお示ししたいと思っております。

会 長 それから、西森さんからおっしゃっていただきましたご意見は、茂山さんからのご意見もありましたし、西森さんのお考え方も承りました。また、今の、津市民に関わる行政組織の問題でもありますので、津市議会そのものの意見もございまして、そういったことの、色んなお考えを検討いたしまして、また、お諮りをして参りたいと、こんなふうに思います。他はいかがでございましょうか。今日、もう少しというお話もあるかと存じますけれども、また、幹事会を開いて参りますので、その時に、皆さんのご意思も伝えていただければというふうに思います。次回、協議会の協議事項として、送らせていただきまして、提案等させていただきたいと思っております。

それでは、次に、会議次第4でございます。事務事業の詳細の調整結果につきまして、事務局から説明をさせます。

中川委員 よろしいですか。先ほどご質問をさせてもらいましたけれども、答えてもらえなかったのが、第1点は、地域振興室の中身のことでございます。そういうふうに、独立したらどうかという意見を申し上げたんですけれども、そのことについてのお考えをお聞かせ願いたいと思っておりますし、市長公室の行政経営課というのを、もう少し、名前を行政改革が進んでいくような名前にして欲しいということをおっしゃった。これが、津市役所の組織を基本にという問題について申し上げて、お答えをいただかないよう

な気がするんですが。

会 長 それでは、こちらはお答えしたつもりなんでしょうが、お聞きになった方が、まだその点はあれですから、もう一度、それでは、お話をしてください。

高橋幹事長 申し訳ございませんでした。一応全体としてまとめてお答えしたつもりでございましたけれども、少し言葉足らずだったということで、今の3点について、考え方を説明させていただきますが、地域振興室ということで、各総合支所と本庁にも、それぞれ地域審議会の庶務、それから、地域全体の地域振興事業の企画調整を図る組織ということで、室を置くということにしております。独立した組織ということですが、室ということで課ではありませんけれど、独立した組織として置くということでございます。久居の茂山委員からも、地域振興課にというご意見もございましたが、この組織については、課とするか室とするかで、それ程大きな差があるとは思っておりませんし、むしろ、地域振興室の室長と、それに配属された職員が、いかに頑張って仕事をしていくかと、それで、地域が寂れないようにしていくかというのが、正に運用の問題ではないかなというふうに思っております。室長だからといって、決して格下とか、そういうことはございませんし、課長級の職員でございますので、特に室と課というところでの意味は、そう大きくはないと思うんですけれども、全体の組織のあり方として、特定の業務ですとか、ある期間集中的にやるものについては、室という対応でやりましょうと、対応していきましようという、全体の方針の中で、地域振興室という形で整理をさせていただいております。

それから、行政経営課の名称でございますけれども、行政経営課というのは、現在の津市にもない新しい組織として、正に、中川委員のおっしゃるように、新津市の行政改革、行政経営というものは、最近の地方自治の中で大きな課題になってきておりますので、これを専門的にやっていく組織として、作っていこうということで、こういったことで、課でございますし、名称になりますと、少し趣味的な話になりますけれども、行政経営課というのは、先行事例といえますか、他の市の例も参考にして、このような名称を付けさせていただいたところであります。

あと、津市の組織を基本にというのは、それ程大きな意味を持っているものではございませんけれども、本庁の部については、だいたい、今の30万都市ということで、市の規模は大きくなるわけですが、局制を敷いたりとか、大きくなならないような形で、今の規模を維持していこうという意味で、津市の組織を基本にということで、お出しさせていただいたものでございます。もし、何かお気に障るようであれば、特段の意味はございません、そういう意味でございますので、協議会の中でご意見をいただければと思います。

会 長 中川さん、津の市長として。私も16万4、5千ですから、少し、規模を見ていく時にも、県庁の所在地の市としては、小ぶりです。それで、やっぱり、今も木下さんにご答弁申し上げましたけれども、毎年、毎年一番いい組織はどんなのかって、よその市の例やら、色んなことで組織改正もやり、動かしてきた結果が、今の形なんです。だから、それが、広域になりまして、700平方キロになった時に、これでいいとは思っておりませんし、当然それはそれで、新しい行政もどんどん出てきますから、それに対応する組織がいると思います。一番近いところが、一番人口の大きいというか、職員も沢山いるところの組織というのに似ているかも知れませんが、僕は、一志町さんの組織がピタッといくのであったら、何も、一志町さんの、そのままで結構だと思うし、決して津の形というものにこだわってはおりませんので、そのへんのところは、ご理解を是非いただきたいと思います。

中川委員 わかりました、ありがとうございました。

会 長 すいませんでした。本当に、少し、ご答弁が漏れておりましたことに、ご迷惑をかけたました。

4 議 事

(1) 事務事業詳細調整結果

- ・協議第 123 号 総務・企画部会の事務事業詳細調整の協議について
- ・協議第 124 号 環境部会の事務事業詳細調整の協議について
- ・協議第 125 号 産業労働部会の事務事業詳細調整の協議について
- ・協議第 126 号 教育文化部会の事務事業詳細調整の協議について

- ・報告第 107 号 総務・企画部会の事務事業詳細調整について
- ・報告第 108 号 財務部会の事務事業詳細調整について
- ・報告第 109 号 市民部会の事務事業詳細調整について
- ・報告第 110 号 都市計画部会の事務事業詳細調整について
- ・報告第 111 号 下水道部会の事務事業詳細調整について
- ・報告第 112 号 上水道部会の事務事業詳細調整について
- ・報告第 113 号 消防部会の事務事業詳細調整について

会 長 元に戻ります。それでは、事務局長から、協議の 123 から 124、125、126 といったところを、報告事項の説明をさせていただきますので、お聞き取りをいただきたいと思います。

事務局長 次回協議会でご協議いただきます事務事業詳細調整結果の協議第 123 号から協議第 126 号につきましてご説明いたします。

なお、説明につきましては沢山ございます、要点を中心に説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず、協議第 123 号でございます。総務・企画部会の事務事業詳細調整内容についてのご説明でございます、資料の 3 ページをご覧ください。今回提案させていただく項目は、ケーブルテレビ番組の制作・放送と指定金融機関の指定の 2 項目でございます。

4 ページをご覧ください。

まず、事務事業詳細事項調整結果一覧につきましては、区分と統一時期、調整結果ということで整理をしました。また、調整結果上段の調整内容表（様式 4）調整の具体的内容につきましては、これまでの協議会で既に様式 4 として調整がなされ確認された内容でございます。下段の詳細事項調整結果につきましては、その内容に基づきまして詳細調整結果を整理したものでございますので、これから説明させていただく内容につきましては、下段の詳細事項調整結果についての内容を説明させていただきます。

まず、広報分科会 7 番のケーブルテレビ番組の制作・放送の詳細事項調整結果といたしまして、1 として、新市の行政番組を新市全域に放送をします。2 として、行政番組の制作につきましては、現在の放送設備を活用して、制作をいたします自主番組と、新市は広域になりますので、取材等も含め、株式会社 ZTV にも番組制作を委託いたします。3 と 4 で、番組の放送ですが、午前 6 時から翌日午前 0 時まで、基本的に 1 時間の番組を繰り返し放送いたします。5 と 6 ですが、番組の内容につきましては、市政の取組み事項、各部課等からの連絡周知事項など、行政からの様々な情報を放送いたします。

続きまして、資料の 5 ページの出納審査分科会の 1 番の指定金融機関の指定でございます。1 として、新市の指定金融機関につきましては、株式会社百五銀行を指定金融機関として指定をいたします。2 として、収納代理金融機関につきましては、ここに明記させていただいております 17 の金融機関を指定いたします。

次に、協議第 124 号、環境部会の今回提案させていただく項目は、家庭ごみの収集ステーションの設置状況の 1 項目でございます、資料の 8 ページをご覧ください。

詳細事項調整結果といたしまして、2の補助対象につきましては、(1)で、自治会が管理するごみ一時集積所の設置費の一部を補助する。(2)として、耐久構造であれば、固定式、可動式いずれも可とする。(3)構造物の大きさには制限をしない。(4)として、原材料費及びネット式等の簡便なものは、補助の対象としない。3といたしまして、交付基準につきましては、1箇所当たり事業費5万円以上として、事業費の3分の1以内を補助する。ただし、補助金の限度額は15万円とし、予算の範囲内といたします。

次に、協議第125号、産業労働部会の今回提案させていただく項目は、10ページを見ていただきますと、商工会議所等事業補助、農林業関係国県補助事業及び農林業関係市町村単独事業の3つでございます。資料の11ページを見ていただきますと、労政分科会の6番商工会議所等事業補助の詳細事項調整結果といたしまして、各商工会議所等の合併状況を見据えつつ、新市移行後3年程度を目処に、新たに統一した基準による補助制度を制定することとし、それまでの間につきましては、暫定的な交付基準により対応いたします。2としまして、交付対象につきましては、新市内の商工会議所及び商工会といたします。3の、暫定交付基準につきましては、(1)(2)のように調整しております。

次に、12ページでございますが、農業基盤整備分科会の1番の農林業関係国県補助事業、2の農林業関係市町村単独事業の2項目につきましては、関連いたしますので、一括して説明させていただきます。

詳細事項調整結果といたしまして、新市の土地改良事業等に係る受益者負担金につきましては、以下の表のように事業区分毎の総事業費に対する受益者負担割合といたします。12ページには、各市町村の現行の受益者負担割合と新市案を表にまとめております。

次に、協議第126号で、教育文化部会の事務事業詳細調整内容についてでございます。15ページをお願いいたします。今回提案させていただく項目は私学等振興助成事務、私立幼稚園援助事務、遠距離通学費補助金、乳幼児教育に関すること、同和教育研究会補助、指定文化財の保護管理の6項目でございます。

16ページをご覧くださいと、教育総務分科会の私学等振興助成事務の詳細事項調整結果といたしまして、3の補助額につきましては、専修学校協会には、年額165,000円を補助いたします。新市内の高等学校は1人当たり年額2,500円、市外の高等学校は1人当たり年額1,000円、朝鮮学園初中級部は1人当たり年額2,500円の補助単価を当該学校に在籍する生徒数を乗じた額を補助します。

続きまして、21番の私立幼稚園援助事務の詳細事項調整結果といたしまして、1として、新市内の私立幼稚園に通園する4・5歳児の保護者に対し、園児1人当たり年額7,200円を補助します。2として、新市の私立幼稚園協会及び新市内私立幼稚園に対する補助につきましては、新市私立幼稚園協会に対しては、年額500,000円、私立幼稚園に対しましては、450,000円に8,000円に教員数を乗じた額を年額として補助します。

次に、17ページをお願いします。学校教育分科会26番で遠距離通学費補助金の詳細事項調整結果といたしまして、1として、現在対象となっている地区や対象条件に該当する児童・生徒に限り補助制度を継続しますが、幼稚園については廃止をします。2の補助額につきましては、公共交通機関を利用する場合は、その実費を、公共交通機関を利用できない場合は同等額とし、中学校に自動車で通学する場合は、自転車です、自転車で通学する場合は、新1年生時に50,000円を限度に購入費の実費を補助します。

次に、36番の乳幼児教育に関することの調整結果は、16ページを見ていただきますと、2の、預かり保育の取扱いにつきましては、(1)として、預かり保育を行う日は(1)のアからオを除いた日とします。(2)の保育時間につきましては、正規の保育

時間終了後2時間を基本とし、夏季、冬季及び学年末休業日における実施時間は、午前9時から午後4時までとします。(3)の保育料の額は、月額2,000円、8月については4,000円、食料費は別とします。

続きまして、19ページの、人権教育分科会で同和教育研究会補助の詳細事項調整でございますが、2といたしまして、交付先につきましては、現在の団体の連合組織といたします。3として、補助対象となる事業・経費につきましては、(1)から(7)の内容といたします。4として、補助率は、事業費の4分の3とし、予算の範囲内といたします。

次に、20ページをお願いいたします。文化振興分科会で指定文化財の保護管理の詳細事項調整結果につきましては、2といたしまして、補助の交付対象は、当該文化財の所有者、管理者又は保持・保存団体といたします。3の対象事業は(1)から(5)の事業といたします。4といたしまして、補助率は、次の表に定めるとおりとさせていただきます。

以上で協議第123号から協議第126号の提案を終わらせていただきます。

次に、報告第107号から報告第113号につきましては、事務事業詳細調整結果を幹事会において協議されご確認をされております。そういうことで、協議会には報告事項とさせていただきます。報告させていただく項目数が53項目ということもあり、また、幹事会で確認された内容でありますので、本日は事務局の詳細説明をいたしません。各町村議会への報告説明は各市町村の担当者よりさせていただきたいと思っております。従いまして、次回の協議会で確認をさせていただきますので、よろしく願いをしたいと思います。

それから、別紙に、50近くあるんですが、別紙資料の詳細調整内容提案・報告予定項目一覧表という形で、表にまとめてございます。この一覧表は、事務事業詳細調整結果を協議会に提案または報告させていただく予定の項目名を一覧表に整理してございます。印に記載させていただいておりますが、協議会提案・報告欄のところ、

は今回提案の協議会協議項目、は今回報告の協議会報告項目という形で整理しております。その他修正しなければならないところにつきましては、次回のほうに繰り上げて報告ということでの項目でございます。なお、幹事会におきまして詳細調整を進めておりますけれども、調整内容につきましては、提案項目及び報告項目の追加と削除となる場合があります。項目数を変更させていただくことがありますので、ご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

会 長 ただいま、ご説明をいたしました。内容がもうございますので、なかなか、聞き取りにくかったかと思いますが、ご質疑がございましたら、お願いをいたします。今申し上げても、なかなか大変でございますので、それぞれの団体で、ご検討いただきまして、次回協議会で協議ということで、よろしゅうございましょうか。

水谷委員 議長。

会 長 はい。どうぞ、水谷さん。

水谷委員 次回の協議の素材という意味で、少しお聞きをしておきたい点があるんですが、実は、今説明していただきました28ページ、総務の具体的な調整の問題で、特に選挙事務の問題が、記載してあるわけです。具体的にこれからの話になると思うんですが、ここで、ちょっと申し上げたいと思っておったんですが、ここにございますので、関連して申し上げますが、ポスターの掲示場所は、原稿は896基となっておりますが、これらの調整等については、具体的なことについては、いずれの時期には提示があると思うんですが、そういう時期については、どれ位の目処で進んでいるのか、分かれば、教えていただきたいと思います。

会 長 ありがとうございます。28ページ、はい、どうぞ。

総務・企画部会長 総務・企画部会でございます。先ほどのご質問に関しましては、4号様式、6号様式によりまして、896基ということで、非常に多いということで、先だっ

員長会議でもなっております。今、それぞれの選挙管理委員会等で、持ち帰っていただきまして、それも含めて、どれ位の設置数が適当なのかということで、検討させていただいているということで、ちなみに津市におきましては、5月から6月にかけて、津市としての考え方をまとめて、それぞれ、何しろ、市町村委員長会という委員長さんの職が5月一杯で終わるということでございまして、郡の委員長さんのメンバーの交代ということも含めまして、その後、町村では、それも含めて協議されまして、6月か7月位になるでしょうか、見込みでございますが、そういう時期を目処としておりますので、よろしく願いいたします。

会 長 水谷さん、そういった段階だそうで、はい。それでは戻ります。そんなことで、それぞれ、ご検討をいただきまして、次の協議会というふうに思います。今日の議事は以上でございます。

次に、会議次第の5、次回の協議会の日程につきまして、事務局から説明をいたします。

5 次回協議会（第39回）について

事務局長から次回の協議会について報告

日 時 平成17年6月29日（水） 午後1時30分

場 所 津市役所 8階 大会議室

事 項 事務事業詳細調整結果等

会 長 どうもありがとうございました。今日、聞いていたように、次回皆さんにご協議いただくのは、非常に具体的な問題に入ってきております。いろいろ、幹事さん、それから、専門部会の皆さん方が、随分ご苦労していただいておりますので、どうぞ、1号委員さん、2号委員さん、是非、その方々と、色々と意見交換をしていただいて、協議がスムーズにいくようにしたいと思います。今日は、どうもありがとうございました。お礼を申し上げまして、閉会といたします。どうも、ありがとうございました。

平成17年6月21日

署名委員 1号委員 白山町長

印

2号委員 美杉村議会議長

印

3号委員 津商工会議所女性会久居会長

印

会議録署名者に確認の結果、正本に署名・捺印をいただきました。